

(第84期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 84 期 報 告 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 書 書

個 別 注 記 表

会計監査人の監査報告書謄本

監査等委員会の監査報告書謄本

中 部 証 券 金 融 株 式 会 社

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における当社の業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、貸付金利息及び有価証券利息配当金が共に減少したため、6億82百万円と、前期（8億64百万円）比1億81百万円の減少となりました。営業費用は市場金利の低下及び借入金減少に伴う支払利息の減少を主因として、前期（2億43百万円）比75百万円減少し、1億68百万円となりました。また、一般管理費は、前期、退職給付引当金の戻入が人件費の押下げ要因として寄与しましたが、当期はこうした特殊要因がなく、前期（4億23百万円）比30百万円増加し、4億54百万円となりました。

この結果、当期の営業利益は59百万円と、前期（1億96百万円）比1億36百万円の減益となりました。また、これに営業外損益を加減算した経常損失は28百万円（前期は2億59百万円の経常利益）となりました。

特別損益については、当期は固定資産にかかる減損損失及び特別退職金、更には借入金返済に係る投資有価証券売却損等を計上したため、8億28百万円の特別損失を計上しております。また、税金費用については、欠損金の計上に伴い法人税、住民税及び事業税が大きく減少した一方で、繰延税金資産の取り崩しに伴い法人税等調整額は50百万円を計上しました。

最終的に、当期は特別損失の計上が影響し、9億4百万円の純損失となりました。

【部門別事業の状況】

① 貸借取引貸付部門

当部門の収益は8百万円と前期比1百万円、18.3%の減収となりました。

② 公社債貸付部門

個人向け公社債貸付金の需要はなく、期中を通して取引はありませんでした。

③ 一般貸付部門

当社解散の公表日以降、貸付金の返済が進んだこと等から、当部門の営業収益は1億6百万円、前期比20百万円、16.0%の減収となりました。

④ その他の部門

その他の部門は、5億67百万円と、前期比1億59百万円、22.0%の減収となりました。有価証券運用収入が前期比1億58百万円減少したことが主因です。

(2) 対処すべき課題

当社は、平成29年2月8日開催の取締役会において、平成29年6月26日開催の第84期定時株主総会における承認並びに関係官庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって会社を解散することを決議いたしました。

当社は、金融商品取引法に基づく免許を受けた証券金融会社として、信用取引の決済に必要な資金や株式を金融商品取引業者に貸し付ける貸借取引等の業務を担いながら、証券市場の発展とともに今日まで歩んでまいりました。

しかしながら、当社の貸借取引融資残高はピーク時には700億円程度あったものの、昨年末頃には10億円程度まで大幅に減少しております。また、金融商品取引業者や一般投資家向けの貸付金につきましても資金需要の落ち込みに加え、他の金融機関との競合が激しくなっていること等から、貸付金残高はピーク時には500億円以上あったものの、昨年末頃には50億円程度まで大きく減少しております。

このような環境の下で将来を展望しますと、本来業務である貸借取引や一般貸付金の回復は見込み難しく、証券金融会社としての公共的な役割を安定的に務めることが困難となっています。従って、このまま事業を継続して会社の貴重な財産を毀損させかねないリスクを取るよりは、現段階で自主廃業することにより、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの利益保護を優先させることが重要であると判断いたしました。

今後は、第84期定時株主総会における承認並びに関係官庁の認可等を前提として、ステークホルダーの皆様にご迷惑を掛けることがないように、解散・清算手続きを円滑に進めていく所存であります。

なお、こうした状況に鑑みて、平成29年度以降の中期経営方針の策定については、中止しております。

(3) 設備投資の状況

前期からの継続案件として、新総合オンラインシステム構築に伴うソフトウェア開発のため、74百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第82期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第83期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第84期(当期) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
営 業 収 益	887 ^{百万円}	860 ^{百万円}	864 ^{百万円}	682 ^{百万円}
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	207 ^{百万円}	266 ^{百万円}	259 ^{百万円}	△28 ^{百万円}
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	143 ^{百万円}	182 ^{百万円}	173 ^{百万円}	△904 ^{百万円}
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	36.16 ^円	46.08 ^円	218.71 ^円	△1,140.26 ^円
総 資 産	50,155 ^{百万円}	54,268 ^{百万円}	50,771 ^{百万円}	5,674 ^{百万円}
純 資 産	3,462 ^{百万円}	4,259 ^{百万円}	3,675 ^{百万円}	2,818 ^{百万円}
1 株 当 た り 純 資 産 額	872.09 ^円	1,073.14 ^円	4,631.65 ^円	3,553.82 ^円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均株式数、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から、自己株式数を控除し、それぞれ算出しております。
2. 第83期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、平成27年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を行ったことを踏まえ、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、金融商品取引法に基づき免許を受けた証券金融の専門機関であり、金融商品取引業者及び投資家に対して有価証券を担保に貸付業務を行うほか、その他の事業として、有価証券の運用業務等を行っており、その内容は次のとおりであります。

① 貸借取引貸付

当貸付は、名古屋証券取引所の総合取引参加者及びIPO取引参加者のうち、貸借取引参加者に対し、金融商品市場の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

なお、当貸付については、平成29年4月24日付で日本証券金融株式会社に業務移管しております。

② 公社債貸付

当貸付は、公社債の流通の円滑化に資することを目的として、金融商品取引業者が公社債の引受及び売買等に伴い必要とする資金、並びに一般投資家が公社債を保有するために必要な資金を、公社債又は公社債投資信託受益証券を担保に貸し付けるものであります。

なお、金融商品取引業者向け公社債流通金融は以前より取扱いを停止しておりましたが、当社解散の方針の公表日以降、個人向け公社債貸付の新規及び増額融資の取扱いも停止しております。

③ 一般貸付

当貸付は、金融商品取引業者に対する運転資金等の貸付及び一般投資家に対し有価証券を担保に株式買付資金等を貸し付けるものであります。

なお、当社解散の方針の公表日以降、当貸付の新規及び増額融資の取扱いを停止しております。

④ その他

ア. 有価証券運用業務

当業務は、利息及び配当金収入の確保を目的とし、日本国債等の元本確定債券を主たる運用対象に、健全かつ安定的な収益確保を図ろうとするものであります。また、価格変動リスクへの対応力を強化することを目的として、デリバティブ取引を活用しております。

なお、当社解散の方針の公表日以降、所有する有価証券について、価格変動リスクを回避すると共に債務の円滑な弁済を図るため、その大半を売却しております。

イ、有価証券保管業務（集中管理業務）

当業務は、金融商品取引業者が保有する有価証券を、金融商品取引業者の保管業務及びこれに付随する業務を軽減するため、金融商品取引業者に代わって当社が集中保管するものであります。

なお、当社解散の方針の公表日以降、当業務の新規取扱いを停止しております。

(6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

本 社 名古屋市中央区栄三丁目8番20号

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
17名	1名	46.0歳	12.5年

(注) 執行役員は従業員数に含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
日本証券金融株式会社	2,000百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年2月8日開催の取締役会において、平成29年6月26日開催の第84期定時株主総会での承認並びに関係官庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって会社を解散することを決議したことから、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 800,000株
(うち、自己株式の数 6,819株)
- (3) 株主数 353名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
名 証 取 引 参 加 者 協 会	184,800株	23.29%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	42,000	5.29
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	38,000	4.79
江 崎 勝 彦	30,800	3.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086	30,200	3.80
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	24,000	3.02
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	21,000	2.64
啓 和 ラ イ ン 株 式 会 社	17,000	2.14
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	15,360	1.93
前 田 正 治	14,600	1.84

(注) 持株比率は、自己株式（6,819株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	湯 本 崇 雄	
専務取締役 (代表取締役)	村 瀬 洋	検査室・総務部・経理部・営業部(通常業務・貸付債権管理等)担当、検査室長
取 締 役	田 中 秀 和	営業部長
取 締 役	木 村 茂	木村証券株式会社 代表取締役会長 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役
取 締 役 常勤監査等委員	藤 本 光 夫	
取 締 役 監 査 等 委 員	村 橋 泰 志	アイサンテクノロジー株式会社 社外監査役 株式会社アオキスーパー 社外取締役 ゼネラルパッカー株式会社 社外監査役 ダイコク電機株式会社 社外監査役
取 締 役 監 査 等 委 員	岡 地 敏 則	岡地証券株式会社 代表取締役社長 株式会社名古屋証券取引所 監査役

- (注) 1. 当社は、平成28年6月27日開催の第83期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。なお、取締役藤本光夫氏、村橋泰志氏及び岡地敏則氏は、同日、監査役を退任し、監査等委員である取締役に選任されております。
2. 取締役木村茂氏、村橋泰志氏及び岡地敏則氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、常勤の監査等委員を選定しております。常勤の監査等委員は、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場の実査を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有化することを通じて、監査等委員会の実効的な審議が可能となっております。
4. 取締役木村茂氏及び村橋泰志氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役木村茂氏及び監査等委員である取締役3名の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 (監査等委員を除く)	4名	72,110千円
取締役 (監査等委員)	3名	15,300千円
監査役	3名	5,100千円
計	10名	92,510千円 (うち社外役員5名 7,200千円)

- (注) 1. 当社は平成28年6月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。なお、上記監査役に対する支給額は移行前の期間に係るものであります。
2. 上記報酬等の額には、当期の役員賞与引当金 (3,950千円) が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ア. 木村証券株式会社及び岡地証券株式会社は当社との間で貸借取引業務等を行っております。なお、貸借取引業務については、平成29年4月24日付で、日本証券金融株式会社に移管しております。
- イ. 当社は株式会社名古屋証券取引所の指定証券金融会社であります。なお、平成29年4月24日付で、日本証券金融株式会社が同取引所における証券金融会社として指定されております。
- ウ. アイサンテクノロジー株式会社、株式会社アオキスーパー、ゼネラルパッカー株式会社、ダイコク電機株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
木 村 茂 (社外取締役)	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な証券業界における経営者の観点から発言を行っております。
村 橋 泰 志 (社外取締役 (監査等委員))	当期開催の取締役会7回すべてに、また、監査役会2回すべてに、監査等委員会5回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
岡 地 敏 則 (社外取締役 (監査等委員))	当期開催の取締役会7回すべてに、また、監査役会2回すべてに、監査等委員会5回すべてに出席し、主に経験豊富な証券業界における経営者の観点から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	17,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	17,900千円

(注) 当社監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する体制を構築するため、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員への配布・注意喚起、研修などにより、法令・定款等に適合した職務執行の重要性について、取締役・使用人教育等を行う。

社内通報制度を構築し、関係規則及び通報・相談窓口を設け適切な対応をする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、総務部を対応部署とし、関係する情報の収集管理に努めつつ、外部の専門機関とも連携して、毅然とした態度で取引を防止する。

また、監査等委員会による監査及び検査室による検査により、適合状況等をチェックする。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に関係する事項を定め、取締役の重要な職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切な保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に関係する事項を定めるとともに運用要領等を設け、所定の管理・運営基準や限度枠に準拠した適切な業務の運営を図るほか、各種の会議や報告等を通じて、保有する資産にかかる担保の保全状況や市場価格の動向等について、代表取締役が適時・適切に把握する体制を確保する。

また、具体的な損失の恐れが顕現化した場合等における代表取締役への迅速な報告の確保について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人教育等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の所管業務の分担及び不在の場合等の補完体制を明確にするとともに、職務権限規程を設けて会社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を明確にし、業務の円滑かつ迅速な運営を図る。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、検査室に所属する使用人を補助使用人として兼務させる。

監査等委員会は、監査目的達成のために必要な場合、補助使用人に対して他の業務に優先して監査業務の補助に当たるよう指示することができる。

監査等委員会の業務を補助する場合、補助使用人は他の業務に優先して監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑥ 上記⑤の取締役及び補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、補助使用人にかかる人事異動・懲戒処分等を行う場合は、事前に監査等委員会と協議する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査等委員が常勤役員会など取締役の業務執行に関する重要会議に出席し、重要な事項についての報告等を聴取する体制を取るほか、取締役の業務執行に関する重要決裁書類及び検査室の行った検査の結果報告等は、原則としてすべて、常勤の監査等委員に回覧する扱いとするとともに、監査等委員会が必要と認めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、すみやかにかかる書類等に関して説明を行う。

監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、所定の手続きに従い当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、検査室との間で密接な連携を図るとともに、会計監査人との間で適切な情報交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社はコンプライアンスの確保を経営の最重点項目の一つと位置づけ、役職員一人一人が心掛けるべき規範として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、法令・定款の遵守を徹底しております。

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催するとともに、職員に対して定期的にコンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、当社役職員のコンプライアンスに対する意識の向上とコンプライアンス体制の強化を図りました。

② 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。

年7回定期的に開催する取締役会の他、意思決定のスピード化を図るため、毎週、常勤取締役に各室部長を加えた拡大常勤役員会を開催し、日常の業務運営に関する重要な事項に関する円滑で迅速な情報の伝達と意思の疎通及び問題点のチェック等を行いながら職務を執行いたしました。

③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会規則に基づき、監査方針を決定し、取締役会及び重要な会議等への出席並びに重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程、業務執行状況について監査いたしました。また、監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門である検査室から、監査計画、実施状況、監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、随時意見交換を行うなど、相互に連携を図ることにより、適切に監査を実施いたしました。

④ リスク管理体制

社内規程に定める所定の管理・運営基準や限度枠に準拠した適切な業務運営を行っております。

また、取締役を中心メンバーとするリスク管理会議、債権管理会議、有価証券運用会議を定期的に開催する等して適切なリスク管理に努めました。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,335,732	流動負債	2,777,878
現金及び預金	1,801,851	短期借入金	2,000,000
貸借取引貸付金	1,718,675	未払金	189,033
一般貸付金	1,680,977	未払費用	3,720
貸借取引貸付有価証券	5,998	未払法人税等	144
借入有価証券代り金	10,000	貸付有価証券代り金	5,998
前払費用	5,122	担保金	370,000
未収入金	2,288	預り金	11,721
未収還付法人税等	46,479	預り有価証券	5,972
未収収益	7,335	前受収益	4,612
その他	57,003	賞与引当金	18,703
		役員賞与引当金	3,950
		退職給付引当金	134,764
		その他	29,258
固定資産	338,336	固定負債	77,368
有形固定資産	36,673	役員退職慰労引当金	41,944
建物	18,873	資産除去債務	35,424
器具及び備品	0	負債合計	2,855,246
土地	17,800	純資産の部	
投資その他の資産	301,663	株主資本	2,643,548
投資有価証券	276,878	資本金	200,000
その他	24,784	利益剰余金	2,452,188
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	2,402,188
		配当準備積立金	191,000
		圧縮記帳積立金	27,070
		別途積立金	1,530,000
		繰越利益剰余金	654,118
		自己株式	△8,640
		評価・換算差額等	175,274
		その他有価証券評価差額金	175,274
		純資産合計	2,818,823
資産合計	5,674,069	負債純資産合計	5,674,069

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		682,232
貸借取引貸付金利息	5,753	
一般貸付金利息	106,807	
借入有価証券代り金利息	549	
受取手数料	9,023	
有価証券貸付料	1,456	
有価証券利息配当金	558,642	
営 業 費 用		168,434
コールマネー利息	7,844	
借入金利息	71,906	
支払手数料	78,187	
有価証券借入料	10,495	
営 業 総 利 益		513,798
一 般 管 理 費		454,199
営 業 利 益		59,598
営 業 外 収 益		1,289,805
投資有価証券売却益	1,288,778	
その他の	1,027	
営 業 外 費 用		1,378,008
投資有価証券売却損	1,304,946	
デリバティブ取引運用損	25,713	
その他の	47,348	
経 常 損 失		28,603
特 別 利 益		2,600
投資有価証券売却益	2,600	
特 別 損 失		828,340
借入金返済に係る投資有価証券売却損等	381,479	
減 損 損 失	237,772	
特 別 退 職 金	176,830	
そ の 他	32,258	
税 引 前 当 期 純 損 失		854,344
法人税、住民税及び事業税		288
法 人 税 等 調 整 額		50,161
当 期 純 損 失		904,794

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	利 益 剰 余 金					
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
			配 当 準 備 積 立 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成28年4月1日残高	200,000	50,000	191,000	19,088	1,530,000	1,606,091	3,396,179
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△47,611	△47,611
当期純損失						△904,794	△904,794
繰延税金負債取崩しによる圧縮記帳積立金の増加				8,415			8,415
圧縮記帳積立金取崩額				△433		433	—
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	7,981	—	△951,972	△943,990
平成29年3月31日残高	200,000	50,000	191,000	27,070	1,530,000	654,118	2,452,188

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日残高	△7,771	3,588,408	86,940	86,940	3,675,348
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△47,611			△47,611
当期純損失		△904,794			△904,794
繰延税金負債取崩しによる圧縮記帳積立金の増加		8,415			8,415
圧縮記帳積立金取崩額		—			—
自己株式の取得	△869	△869			△869
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			88,334	88,334	88,334
当事業年度中の変動額合計	△869	△944,859	88,334	88,334	△856,525
平成29年3月31日残高	△8,640	2,643,548	175,274	175,274	2,818,823

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 継続企業の前提に関する注記

平成29年2月8日開催の取締役会において、平成29年6月26日開催予定の株主総会における承認及び関係官庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって会社を解散することを決議しました。

当社取締役会は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益保護の観点から、現時点では自主廃業（解散）が全てのステークホルダーの利益を最大化する方策であると考え、解散を決議しました。ただし、同様の観点から提案がなされる他の方策についても検討する用意があります。

このような状況にあることから、株主総会の特別決議を経ていない現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性があります。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映していません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によります。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金……………平成22年6月28日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時までの在任期間に相当する退職慰労金を退任時に支給する旨決議いたしました。なお、当該支給予定額を役員退職慰労引当金に計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用を合理的に見積もることが可能となったため、資産除去債務35,424千円を計上しております。

この変更に伴って計上した有形固定資産については、減損損失として処理しており、当該見積りの変更により、税引前当期純損失が35,424千円増加しております。

IV 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

V 貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 43,382千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産は次のとおりです。

寄託有価証券(注)	3,874,882千円
投資有価証券	250,494千円
合計	4,125,377千円

担保に係る債務は次のとおりです。

短期借入金	2,000,000千円
合計	2,000,000千円

(注) 寄託有価証券は、貸借対照表に計上しておりません。
3. 一般貸付金のうち、予め契約した極度額の範囲内で貸出する業務を行っておりますが、当該極度額及び貸出未実行残高は次のとおりです。

極度額	2,955,910千円
貸出実行残高	684,797千円
差引	2,271,112千円

(注) 極度貸付は平成29年2月8日を以って新規の貸出を停止したため、今後極度額及び貸出実行残高が増加することはありません。
4. 自由処分権を有する担保受入金融資産の期末時価は次のとおりです。

再担保差入分	3,874,882千円
自己保有分	7,987,512千円
計	11,862,395千円

VI 損益計算書に関する注記

1. 特別損失の借入金返済に係る投資有価証券売却損等は、借入金の返済を目的とした投資有価証券の売却取引等に関するもので、これにより、投資有価証券売却益が44,437千円、投資有価証券売却損が518,313千円、デリバティブ取引運用益が62,615千円、ゴルフ会員権の売却益が29,780千円発生しております。
2. 特別損失の減損損失は、有価証券の売却等で収益性が低下したことによる建物、器具及び備品、ソフトウェア等の減損損失額並びに不動産の賃貸借契約における原状回復義務に係る見積額であります。
3. 特別損失の特別退職金は、従業員に対する解雇給付であります。

Ⅶ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	800,000株	—	—	800,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	6,471株	348株	—	6,819株

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	47,611	60	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月26日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原 資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	47,590	その他利益剰余金	60	平成29年 3月31日	平成29年 6月27日

Ⅷ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、減損損失及び特別退職金であり、評価性引当額として全額控除していることから、貸借対照表上、繰延税金資産は計上しておりません。また、今後、将来加算一時差異を上回る損失が発生し、課税所得が発生しないことが合理的に見込まれるため、貸借対照表上、繰延税金負債は計上しておりません。

Ⅸ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、平成29年2月8日開催の取締役会で、平成29年6月26日開催の第84期定時株主総会における承認並びに関係官庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって解散すること、また、債務の円滑な弁済を図ること等を目的に投資有価証券の大半を売却することを決議いたしました。

これを受け、平成29年2月、投資有価証券の大半を売却し、借入金を返済いたしました。また、貸付業務に係る貸借取引業務は、平成29年4月24日、名古屋証券取引所が指定証券金融会社を当社から日本証券金融株式会社に変更し、一般貸付金業務は、平成29年2月8日を以って新規の貸出を停止しました。

以上の結果、期末時点では、一般貸付債権の管理・回収を主な業務としております。貸付債権は、貸付先の信用状態の悪化により回収不能となるリスクがありますが、担保受入れに関する諸規程に従い、当社が適当と認めた有価証券を担保として徴求すること、価格変動に伴う担保有価証券への影響を日々モニタリングすると共に、定期的に経営陣と担当部署による債権管理会議を開催し、個別の審議・報告を行うことで信用リスクの低減を図っております。また、投資有価証券は大半が株式で、そのうち上場有価証券につきましては、1週間ごとに時価の把握を行っております。

なお、当社の解散の方針の公表日以降、有価証券等の売却により信用リスクを回避することを目的とした借入金の返済を行っております。これにより借入金残高は総資産残高に比して著しく減少しており、今後一般貸付金の回収が進むものと予想されます。

以上のような状況にあることから、資金繰りの懸念はないものと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。また、重要性の乏しい科目等については、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,801,851	1,801,851	—
(2) 貸借取引貸付金	1,718,675	1,718,675	—
(3) 一般貸付金	1,680,977	1,680,977	—
(4) 借入有価証券代り金	10,000	10,000	—
(5) 未収入金	2,288	2,288	—
(6) 未収還付法人税等	46,479	46,479	—
(7) 投資有価証券	268,242	268,242	—
資産計	5,528,514	5,528,514	—
(1) 短期借入金	2,000,000	2,000,000	—
(2) 未払金	189,033	189,033	—
負債計	2,189,033	2,189,033	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 貸借取引貸付金、(3)一般貸付金、並びに(4)借入有価証券代り金

これらは短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 未収入金及び(6)未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式及びその他は金融商品取引所の最終価格等によっております。また、当社が保有する有価証券は全てその他有価証券として保有しており、関連する注記事項は以下のとおりです。

その他有価証券の当事業年度の売却額は92,975,977千円であり、営業外損益の区分に計上した売却益の合計額は1,288,778千円、売却損の合計額は1,304,946千円、特別損益の区分に計上した売却益の合計額は44,437千円、売却損の合計額は518,313千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株式	266,756	92,172	174,583
	その他	1,274	566	708
	小 計	268,031	92,739	175,291
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式	211	242	△31
	小 計	211	242	△31
合 計		268,242	92,981	175,260

負債

(1) 短期借入金及び(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式の当事業年度の売却額は39,660千円であり、特別損益の区分に計上した売却益の合計額は32,380千円であります。また、非上場株式の貸借対照表計上額については、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	8,636

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(7) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,801,851	—	—	—
貸借取引貸付金	1,718,675	—	—	—
一般貸付金	1,680,977	—	—	—
借入有価証券代り金	10,000	—	—	—
未収入金	2,288	—	—	—
未収還付法人税等	46,479	—	—	—
合 計	5,260,272	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	2,000,000	—	—	—	—	—
合 計	2,000,000	—	—	—	—	—

X 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	
主要株主	名証取引参加者協会	—	総合取引参加証券会社の積立金預託及び運用	直接 間接	23.3 —
関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
営業資金の借入		営業取引資金の借入 借入の返済 利息の支払	— 500,000 2,486	短期借入金	—
種 類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	名証不動産株式会社(注2)	50,000千円	総合取引参加証券会社の積立金預託及び運用	直接 間接	— —
関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
営業資金の借入		営業取引資金の借入 借入の返済 利息の支払	100,000 100,000 110	短期借入金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)借入金利息は、市中金利を参考に決定しております。

(注2)当社の主要株主名証取引参加者協会が議決権の100%を直接所有しております。

X I 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,553円82銭
- 1株当たり当期純損失 1,140円26銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

中部証券金融株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤田 吉孝 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部証券金融株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月8日開催の取締役会において、平成29年6月26日開催予定の株主総会における承認及び関係各庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって会社を解散することを決議したことから、株主総会の特別決議を経ていない現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

中部証券金融株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 藤 本 光 夫 ㊟

監 査 等 委 員 村 橋 泰 志 ㊟

監 査 等 委 員 岡 地 敏 則 ㊟

(注) 監査等委員村橋泰志及び岡地敏則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主メモ

決 算 期	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日より3か月以内
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公 告 方 法	電子公告
ホームページ	http://www.chusyokin.co.jp
E-mail	info@chusyokin.co.jp

(お知らせ)

- ・住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・「配当金計算書」について
配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。
*確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。